

鳥取市まちなか交流広場の設置及び管理に関する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和8年1月16日

鳥取市長 深澤義彦

鳥取市規則第1号

鳥取市まちなか交流広場の設置及び管理に関する条例の施行期日を定める規則

鳥取市まちなか交流広場の設置及び管理に関する条例（令和7年鳥取市条例第7号）の施行期日は、令和8年3月1日とする。